

# I 石巻海事事務所の概況

## 1. 沿革

- 明治31年 9月 通信省東京船舶司検支所が石巻に設置された。
- 明治32年 6月 海事局官制により東京海事局石巻海務署と改称し船舶職員及び水先人の試験、船舶の測度及び検査その他法令の定めるところに従い、管海官庁の事務をとることとなった。
- 明治43年 3月 海務署廃止され、同事務は通信管理局の所管となり、海事部が設置された。
- 大正 2年 6月 官制廃止により石巻海事部は北部通信局海事部となった。管轄区域は東北6県。
- 昭和18年11月 運輸通信省の設置に伴い塩釜海運局が設置され東北6県を管轄、下部組織として石巻分室が設置された。
- 昭和19年 6月 石巻分室は出張所となった。
- 昭和20年 6月 官制改定により、運輸通信省を運輸省に改め（昭和20. 5）、塩釜海運局は東北海運局と改称された。
- 昭和36年 4月 石巻出張所は支局に昇格、女川出張所は同支局の出張所となった。
- 昭和44年10月 石巻支局女川出張所は廃止された。
- 昭和49年 4月 石巻港湾合同庁舎に入居する。
- 昭和55年 1月 石巻支局に船員職業安定係が設けられた。
- 昭和59年 7月 運輸省設置法の改正に伴い東北海運局と仙台陸運局が統合になり、東北運輸局石巻海運支局となった。
- 平成13年 1月 省庁再編により、国土交通省東北運輸局石巻海運支局となった。
- 平成14年 7月 国土交通省設置法の改正に伴い石巻海運支局は、石巻海事事務所となった（2市34町1村管轄）。
- 平成18年 4月 市町村合併等に伴い管轄区域が4市2郡3町となった。
- 平成23年 4月 東日本大震災により庁舎が被災し、石巻法務合同庁舎に仮事務所を開設した。
- 平成26年 6月 新石巻港湾合同庁舎が旧庁舎跡地に完成し、石巻法務合同庁舎から移転した。

## 2. 管轄区域

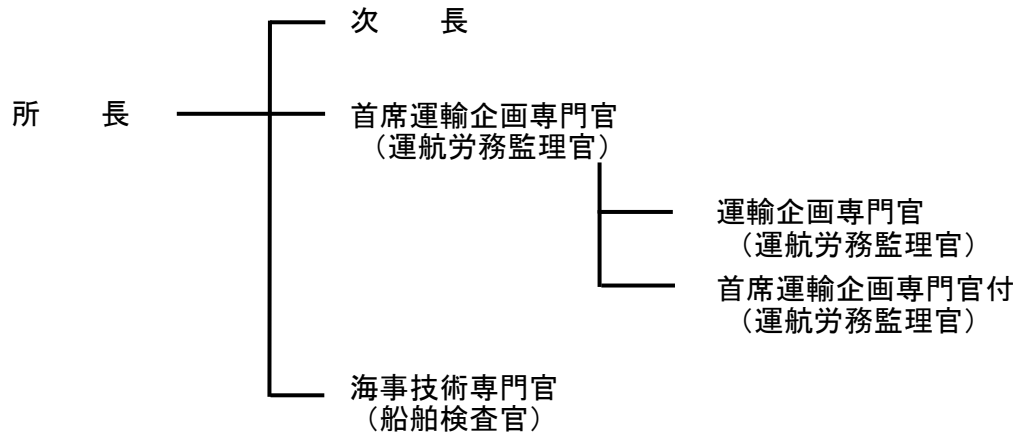
宮城県のうち次の4市2郡（3町）が石巻海事事務所の管轄

石巻市、栗原市、登米市、東松島市、遠田郡涌谷町・美里町及び牡鹿郡女川町

宮城県地図(仙台以北)



### 3. 組織図



### 4. 海事事務所の業務

#### 海事産業の振興

海上輸送（旅客船、貨物船等の運航）、港湾荷役、倉庫等の運輸事業、造船と船舶関連工業等、海事産業について、事業の許認可、登録の手続き等を通じて、事業の発達改善、調整を行います。

#### 船舶検査

船舶の安全運航及び人命の安全と海洋汚染防止のため、船体・機関・設備等の検査を行います。

#### 船舶測度

船舶のトン数の測度（計測すること）を行います。

付帯して、船舶の登録事項（長さ、幅、深さ等）、船体標示（船名、船籍港等）の確認のための立入検査、船舶の解撤（独航機能の撤去等）の確認検査を行います。

#### 船舶登録

官海官庁（船籍港を管轄する運輸局、運輸支局、海事事務所）が「船舶原簿」に船の要目及び所有者について記載し、船舶国籍証書を交付します。

対象船舶は、船舶法第1条に規定する日本船舶のうち、総トン数が20トン以上の自航能力を有する船舶に限られます。なお、総トン数20トン未満の船舶は、「日本小型船舶検査機構」の扱いとなります。

#### 外国船舶監督（PSC：ポーステートコントロール）

日本に入港してくる外国船舶に対して、SOLAS条約（※）等の国際条約への適合性についての立入検査を行います。

（※）SOLAS条約（海上における人命のための条約）

海上において人命の安全を確保するために必要な船舶の構造、設備等に関する技術的要件を定めた国際条約

#### 運航労務監理官

船舶の輸送の安全確保のため、全然管理体制についての指導、運航管理の検査を行うほか、「船員法」に基づく「船員労務官」として、船員の労働条件や安全衛生環境、船内規律等について、法令遵守状況の監督、指導を行います。

#### 船員窓口

- ・ 雇入届出、航行報告の受理等
- ・ 船員手帳、海技免状・操縦免許証関係（海技試験を除く）
- ・ 船員求人・求職申込みの受理
- ・ 船員職業紹介、就職指導
- ・ 雇用保険における船員の求職者給付関係